諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年2月6日(平成30年(行情)諮問第65号)

答申日:平成30年4月17日(平成30年度(行情)答申第10号)

事件名:秋田労働局職員の特定日付け懲戒処分に関する文書の一部開示決定に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年 10月25日付け秋労発総1025第1号により、秋田労働局長(以下 「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。) について、原処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

このたび、平成27年特定月日から平成29年特定月日Aにおける秋田労働局職員の懲戒処分と指導監督に関する文書全てを公開するよう請求しました。対象となる複数の文書が開示決定となったものの、黒塗り部分が多すぎるとの理由で不服を申し立てます。

なお、事案の性質や重大性を鑑み、特定月日B付の懲戒処分(減給10分の1,3カ月)の案件に絞り「いつ、どこで、何を」という事案の概要に当たる要素を追加で公開してくださることを望みます。理由は以下のとおりです。

◆処分を受けた者が幹部職員であること

被処分者は任命権者と処分者が厚労大臣であり、課長級以上の幹部職員である。一般職員を指導監督する立場の人間による不祥事であり、県 民の関心は高いことは疑いない。

◆地方公務員の懲戒処分の公表範囲と差がありすぎること 秋田県は懲戒処分の公表について事案の概要の公表は言うまでもなく ▽懲戒免職は原則氏名公表▽免職以外でも重大な違法行為は氏名公表▽これ以外でも原則として部局名と年齢・性別を公表するとしている。また、秋田県警は懲戒処分等の情報公開請求を受けた場合、訓告や厳重注意など非違の度合いが軽くても事案の概要について回答している。このたびの公開基準について、厚労省大臣官房地方課人事給与係の担当者からは人事院指針や前例に従ったとの返答を頂いたが、こと秋田県においては公開のバランスを著しく欠いており、県民の納得は得られない。

まして、労働局は捜査権を持つ労働基準監督署を持ち、他省庁以上に 厳正公正さが望まれる組織である。人事院指針に基づいているとはいえ、 公開基準がこのレベルで良いのか疑問を禁じ得ない。

◆地方で国機関の幹部職員は社会的地位が高いこと

秋田労働局で課長級以上の職員はわずか40人である。その分,地方において国機関の幹部職員の社会的地位は高く,そうした立場の人間の不祥事とあれば,県民の大きな関心事である。

◆公表の範囲は裁量が大きい

これまでに他省庁へも情報公開請求を行って回答を得ているが、「いつ、どこで、何をしたか」といった事案の概要が全く分からない形で非公開にしたのは、当方の知る限り、秋田労働局だけである。どこまでがプライバシーに当たるかは裁量の範囲が大きく、実際、他省庁のものでは事案の概要をわずかながらでも公開しているケースが多い。

こうした点から、法7条にあるように対象事案の「いつ、どこで、何を」という要素は「公益上特に必要のある事項」に当たり、裁量的に開示すべきと考える。

(2) 意見書

当方は、平成29年特定月日B付けの懲戒処分及び処分説明書を一部不開示とした原処分について▽「処分を受けた者が幹部職員である」▽「地方公務員の懲戒処分の公表範囲と差がある」▽「地方で国機関の幹部職員は社会的地位が高く、懲戒処分対象となるような非違事案には厳しい公表基準を持って対処すべき」▽「違法行為の取り締まり権限を持つ公的機関は、非違事案・懲戒処分に厳しく臨むべきであり、裁量的により多くの情報を公開する必要がある(個人が特定されない範囲で)」との考えから、原処分を取り消し、黒塗り部分の追加開示を求めるものである。

諮問庁は、理由説明書の「(2)原処分における不開示部分について」 2段落目において、「したがって、これらの記載は、法5条1号の個人 に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特 定の個人を識別できるものに該当する」としているが、当方としては承 服できないところである。 個人情報とは「任意の一人の個人に関する情報であり、かつその情報に含まれる記述などによって特定の個人を識別できるものを指す」が一般的な定義と解するが、今回の事件に関しては、こと処分理由(事案の概要)を一定程度明らかにしても特定の個人は識別できないのではないかと考える。端的に言えば、「誰が、いつ、どこで、何をしたか」が明らかになれば個人情報であり、そこまでは求めないが、「いつ、どこで、何をしたか」、もしくは「何をしたか」とか、「いつ」とか、一つの項目ならば、明示しても特定の個人の識別には至らないのではないかと考える。

それでも識別に至るとの見解だとすれば、なぜ識別に至ってしまうのかを今回の事件に即して具体的に説明を頂きたいところである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)本件審査請求人である開示請求者(以下,第3において「請求者」という。)は、平成29年10月3日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「平成27年特定月日から平成29年特定月日Aにおける県内に勤務するもしくはしていた秋田労働局職員の懲戒処分に関する文書すべて(ハローワーク、監督署含む)」に係る開示請求を行った。
- (2) 処分庁においては、対象行政文書を特定する情報が不足していたことから、請求者に確認を取ったところ、「平成27年特定月日から平成29年特定月日Aにおける県内に勤務するもしくはしていた秋田労働局職員の懲戒処分に関する文書すべて(ハローワーク、監督署含む)(矯正措置、注意、指導含む処分すべて)」に補正された。
- (3) これに対して、処分庁が、平成29年10月25日付け秋労発総10 25第1号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、請求者は、 これを不服として、原処分の一部取消しを求め、同年11月8日付け (同日受付)で、本件審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法5条1号の規定により、一部不開示とした原処 分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

原処分における対象行政文書は、秋田労働局職員の懲戒処分等に係る 文書であり、秋田労働局において、探索を行ったところ、平成27年特 定月日から平成29年特定月日Aまでの間に、「懲戒処分書」、「処分 説明書」、「訓告書」、「厳重注意書」、「注意・指導書」について2 5件認められたため、その全てを対象行政文書として特定した。

なお、当該開示決定通知書では、開示する行政文書の中に、「処分説

明書」について記載されていないが、「懲戒処分書」の附属文書として 対象行政文書に含めているものである。

本件審査請求において、請求者は、上記25件のうち特定月日B付けの懲戒処分(減給10分の1、3カ月)の案件に絞り、不開示部分の開示を求めていると解されることから、原処分における対象行政文書のうち、①平成29年特定月日B付け懲戒処分書及び②平成29年特定月日B付け処分発令の処分説明書が本件対象文書である。

ア 懲戒処分書

懲戒処分書は、国家公務員法82条に基づき職員を懲戒処分とする場合に、人事院規則12-0第5条の規定に基づいて交付する文書である。当該文書は、①「懲戒処分書」の文字、②懲戒処分に係る職員の占める官職の組織上の名称等、③懲戒処分に係る職員の氏名、④懲戒処分の内容、⑤懲戒処分を発令した日付、⑥「任命権者」の文字及び任命権者の組織上の名称、⑦任命権者の氏名及び官印から構成されている。

イ 処分説明書

処分説明書は、懲戒処分の対象となった職員に対して、処分の内容 及び理由等を通知するために、これらの事項が記載された国家公務 員法89条1項により作成が義務づけられている文書である。当該 文書は、①処分者、②被処分者(所属部課、氏名(ふりがな)、官 職、級及び号俸)、③処分の内容(処分発令日、処分効力発生日、 処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫 理法26条による承認の日、処分の理由)から構成されている。

(2)原処分における不開示部分について

本件対象文書には、特定の被処分者個人について、上記のとおり、特定の非違行為に対する処分の内容等に関する記載があり、これらの情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有の情報であるとして、他人に知られたくないと望むのが通常である。このような懲戒処分の性格からして、懲戒処分の処分内容及び執行状況等は、処分者、被処分者及び懲戒処分関係事務担当者のみが知り得るものであり、その取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知ることはできない。

したがって、これらの記載は、法5条1号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別できるものに該当する。

なお、職員の懲戒処分の公表については、「懲戒処分の公表指針について(通知)」(平成15年11月10日総参-786 人事院事務総長通知)に基づく関連通達等によって、①職務遂行上の行為又はこれに

関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分、③国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分のいずれかに該当するものについては、公表対象とすることとしている。しかし、本件については、上記のいずれにも該当する事案ではなく、現実に公表されておらず、また、公表を予定しているものでもないことから、法5条1号ただし書イに該当しない。

また、被処分者は国家公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務 に関係する部分が含まれるとしても、懲戒処分を受けることが当該職員 に分任された職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書い にも該当しない。さらに同号ただし書口に該当すると認められるべき事 情もない。

以上のことから、別表に掲げる部分を不開示とした。

(3)請求者の主張について

請求者は、「処分を受けた者が幹部職員であること」、「地方公務員の懲戒処分の公表範囲と差がありすぎること」、「地方で国機関の幹部職員は社会的地位が高いこと」、「公表の範囲は裁量が大きい」ことを理由として主張するが、上記のとおり、不開示箇所については、法5条各号に基づいて不開示情報該当性を判断しているものであることから、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

さらに、請求者は法7条により公益上の理由による裁量的開示を求めているが、本件文書の開示について、公益上特に必要と認めるに足りる事情は存しない。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年2月6日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月22日 審議

④ 同月23日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年3月22日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別表の1欄に掲げる平成29年特定月日B付け懲戒処分書及び同日付け処分発令の処分説明書である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号に該当するとして不開示と する原処分を行った。

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、「いつ、どこで、何を」という事案の概要に当たる要素の開示を求める旨主張していることから、審査請求人が開示を求めているのは、本件対象文書のうち、平成29年特定月日B付け処分発令の処分説明書の「3 処分の内容」欄の不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)であると解される。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象 文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性につい て、以下、検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 当審査会において見分したところ、平成29年特定月日B付け処分発令の処分説明書には、被処分者の職氏名とともに非違行為の内容が具体的に記載されていることから、本件不開示部分は、一体として被処分者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (2) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2)) において、厚生労働省 における懲戒処分の公表について、以下のとおり説明する。

職員の懲戒処分の公表については、「懲戒処分の公表指針について (通知)」(平成15年11月10日総参-786 人事院事務総長通 知)に基づく関連通達等によって、①職務遂行上の行為又はこれに関連 する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のう ち、免職又は停職である懲戒処分、③国家公務員倫理法又は同法に基づ く命令に違反した場合の懲戒処分のいずれかに該当するものについては、 公表対象とすることとしている。しかし、本件については、上記のいず れにも該当する事案ではなく、現実に公表されておらず、また、公表を 予定しているものでもない。

(3) 当審査会事務局職員をして、厚生労働省及び秋田労働局のウェブサイトを確認させたところ、平成29年特定月日B付けの懲戒処分については、公表されていないことが確認できることから、本件不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

また、本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、 法5条1号ただし書口に該当するとは認められない。

さらに、被処分者は公務員であり、本件不開示部分の中に職務に関係 する部分が含まれているとしても、処分を受けることは、被処分者に分 任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから、法 5 条 1 号 ただし書いに該当するとは認められない。

- (4)次に、法6条2項の部分開示の可否について検討する。
 - ア 本件不開示部分のうち、被処分者の職名については、個人識別部分 であることから、部分開示の余地はない。
 - イ その余の部分については、これを公にした場合、同僚、知人その他 の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりと なり、その結果、懲戒処分の内容や非違行為の詳細等、当該被処分 者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがない とは認められないので、部分開示できない。
- (5) したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とする ことが妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求書において、本件不開示部分は、法7条に規定する公益上特に必要のある事項に該当し、裁量的に開示すべき旨主張するが、上記2のとおり、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断した部分について、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。
- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別表

1 文書名	2 不開示を維持する箇所	3 該当条項
平成29年特定	「氏名」欄	法 5 条 1 号
月日B付け懲戒	「現官職」欄	同上
処分書		
平成29年特定	「2 被処分者」欄のうち, 「所属部	同上
月日B付け処分	課」,「氏名(ふりがな)」,「官職」及	
発令の処分説明	び「級及び号俸」の各欄	
書	「3 処分の内容」欄の「処分理由」の記	同上
	載部分の1行目12文字目ないし17文字	
	目、21文字目ないし23文字目、25文	
	字目ないし45文字目、2行目1文字目な	
	いし36文字目、39文字目ないし3行目	
	9 文字目,16 文字目ないし41文字目,	
	4 行目 1 文字目ないし 4 6 文字目, 5 行目	
	6 文字目ないし2 2 文字目及び2 9 文字目	
	ないし6行目11文字目	